

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可（三件）……  
……（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）……一
- 都市計画事業の認可（二件）……（同）……一
- 指定居宅サービス事業者の指定取消し……  
……（福祉局高齢者施策推進部介護保険課）……二
- 指定介護予防サービス事業者の指定取消し……（同）……二
- 権利変換計画の変更……  
……（都市整備局市街地整備部再開発課）……二
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……  
……（東京都収用委員会）……二

### 公告

## 告示

### ●東京都告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千二百二十二号東京都都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第七十三号大蔵緑地

三 事業施行期間 平成二十八年七月七日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

### ●東京都告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第六百七十七号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第九・六・五号砦公園

三 事業施行期間 平成三十一年四月十二日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

### ●東京都告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和四年東京都告示第六百五十一号東京都都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第六十四号成城みつ池緑地

三 事業施行期間 令和四年四月十五日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

### ●東京都告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第六十四号成城みつ池緑地

三 事業施行期間 令和七年二月四日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

世田谷区成城四丁目地内  
使用の部分  
なし

●東京都告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業世田谷第一号下代田公園
- 三 事業施行期間 令和七年二月四日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 世田谷区代沢三丁目及び代沢四丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を取り消すことと決定したので、同法第七十八条第三号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 指定取消年月日

訪問看護 株式会社たんぽぽ 訪問看護ステーションベ 練馬区土支田一丁目三十一番十一号 令和六年十二月二十七日

山八マンションA棟一〇五号

●東京都告示第八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の九第一項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定を取り消すことと決定したので、同法第百十五条の十第三号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 指定取消年月日

介護予防訪問看護 株式会社たんぽぽ 訪問看護ステーションベ 練馬区土支田一丁目三十一番十一号 令和六年十二月二十七日

山八マンションA棟一〇五号

公 告

権利変換計画の変更について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を変更したので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年二月四日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業  
施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

- 一 第一種市街地再開発事業の名称 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号勝どきサンスクウェア 東京都第一市街地整備事務所
- 四 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称 中央区晴海五丁目の一部
- 五 権利変換計画の認可を受けた年月日 平成二十八年四月二十六日
- 六 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日 令和七年一月二十一日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年2月4日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第29号

線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和7年1月23日

別記のとおり

別記

| 裁決手続の開始を決定した土地 |         |    |         |        |               | 土地所有者 |                      | 土地に関して権利を有する関係人 |                       |       | 備考 |
|----------------|---------|----|---------|--------|---------------|-------|----------------------|-----------------|-----------------------|-------|----|
| 所在             | 地番      | 地目 | 登記簿上の地積 | 実測地積   | 収用しようとする土地の面積 | 氏名    | 住所                   | 氏名              | 住所                    | 権利の種類 |    |
| 東京都品川区西大井五丁目   | 5816番13 | 宅地 | 89.42㎡  | 89.42㎡ | 89.42㎡        | 村田知砂  | 東京都品川区西大井六丁目1番1ー707号 | 宮木丸美            | 東京都品川区西大井四丁目12番2ー110号 | 借地権   |    |

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 発行   | 東京                                                      |
| 電話   | 東京都新宿区西新宿三丁目八番一<br>号 〇三(五三二)一一一一(代)                     |
| 郵便番号 | 163-8001                                                |
| 定価   | 本号<br>一箇月 六、六〇〇円<br>(郵送料を含む)                            |
| 印刷所  | 三鈴印刷株式会社<br>東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一<br>電話 〇三(五二七六)〇八一一(代) |
| 郵便番号 | 101-0051                                                |